平成２２年（フ）第１１５１号
堺市西区浜寺石津町西４丁１番21―507号、前住所堺市堺区香ヶ丘町４丁４番15号
債務者　松尾鉄建こと　松尾　和子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１５２号
大阪府松原市岡４丁目11番12号
債務者　小森　浩子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１６９号
堺市南区槇塚台３丁１番24―306号
債務者　小山　眞澄
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１７７号
堺市南区若松台１丁４番４―305号
債務者　野崎　武彦
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１８６号
堺市堺区南瓦町１―15　シャローム堺806号、住民票上の住所大阪府泉南市信達市場2656番地の３
債務者　丸田恵利夏
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２０３号
大阪府富田林市久野喜台２丁目１番102―204号
債務者　瀧川　貴子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２２９号
堺市東区草尾566番地８　シャルマンヴィラ205号
債務者　高安　未香
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２３５号
大阪府羽曳野市誉田７丁目２番14号
債務者　坂田　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２４２号
大阪府河内長野市高向1002、住民票上の住所大阪市住吉区苅田３丁目17番20―702号
債務者　宮浦　智子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
福島県河沼郡柳津町大字藤字長窪3926番地
債務者　後藤ミヤ子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
神奈川県平塚市錦町７番20―701号　ライオンズマンション平塚錦町
債務者　鈴木　邦夫
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６０３号
神奈川県厚木市岡田５丁目11番２―106号
債務者　伊東　麗華
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６０４号
神奈川県厚木市岡田５丁目11番２―106号
債務者　伊東　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１５号
神奈川県小田原市久野533番地の１　カサブランカ405号
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６２５号
神奈川県秦野市西大竹219番地の５
債務者　西野　音弘
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６５８号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目３番11―403号
債務者　若宮　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３９号
新潟県新発田市三日市804番地２
債務者　片野　　信
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１４０号
新潟県胎内市平木田1605番地６
債務者　渡邉　栄子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部